平成２４年（フ）第７０１号
神戸市須磨区上細沢町31番地の６　ビバリーハウス須磨弐番館102号、従前の住所神戸市須磨区中落合４丁目１番452―101号
債務者　三浦　英夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４３号
兵庫県三田市大原1588番地１　Ｃ棟207号
債務者　南　　昭司
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０６号
北九州市八幡西区黒崎１丁目12番６号
債務者　森上　馨雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２８号
北九州市八幡西区池田２丁目３番４号
債務者　垂門　正美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３６号
北九州市若松区東小石町８番１―102号
債務者　佐古野繁政
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５２号
北九州市小倉北区清水２丁目９番１号　レオパレスＤＡＩ27―102号
債務者　谷口恵美子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５６号
北九州市八幡西区若葉２丁目22番35号
債務者　富田　賢治（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７１号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目９番30―508号
債務者　若林比都美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７２号
熊本県合志市須屋1624番地22　Ａ―206
債務者　橋本　浩二
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
青森県南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元109番地
債務者　野呂　みつ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１６号
青森県平川市高木原富45番地１　メゾン原富203号
債務者　大谷　美保（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１８号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目８番地24　市営住宅Ａ―203号
債務者　岩渕美和子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１０５号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　日進香久山花の街５棟504、申立時の住所愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目37番地４
債務者　土井　芳江
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１０号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　日進香久山花の街５棟504、申立時の住所愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目37番地４
債務者　土井　裕介
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９３号
札幌市南区真駒内上町５丁目２番６号アーバンコート101号、申立時の住所札幌市豊平区西岡４条13丁目11番５号
債務者　水嶋　宏美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５７号
北海道江別市ゆめみ野東町19番地の２
債務者　窪田　悦子（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８１号
札幌市西区西野５条５丁目４番25号
債務者　石川　佳子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部